

鳥取県新型コロナウイルス感染症対策本部（第14回）

経済雇用対策本部会議（第4回）

日時：令和2年5月22日（金）午前9時30分～

場所：鳥取県庁災害対策本部室（第2庁舎3階）ほか
＜感染拡大防止のため部屋を分散して参加＞

出席：知事、副知事、統轄監

令和新時代創造本部、交流人口拡大本部、危機管理局
総務部、地域づくり推進部、福祉保健部、子育て・人財局
生活環境部、商工労働部、農林水産部、県土整備部、病院局
教育委員会、警察本部
東部地域振興事務所、中部総合事務所、西部総合事務所
日野振興センター、アドバイザー

議題：◇緊急事態宣言の解除区域の拡大を踏まえた本県の対応について
◇国2次補正予算に係る本県の対応の検討について
◇その他

国内における感染者数

国内における感染者数(5/21現在)

16,186人(46都道府県)

※クルーズ船 712人
 チャーター便 14人
 検疫時等 318人

総計 17,230人

本県における現状

○感染者数 3名(4/10:1名、4/18:2名)

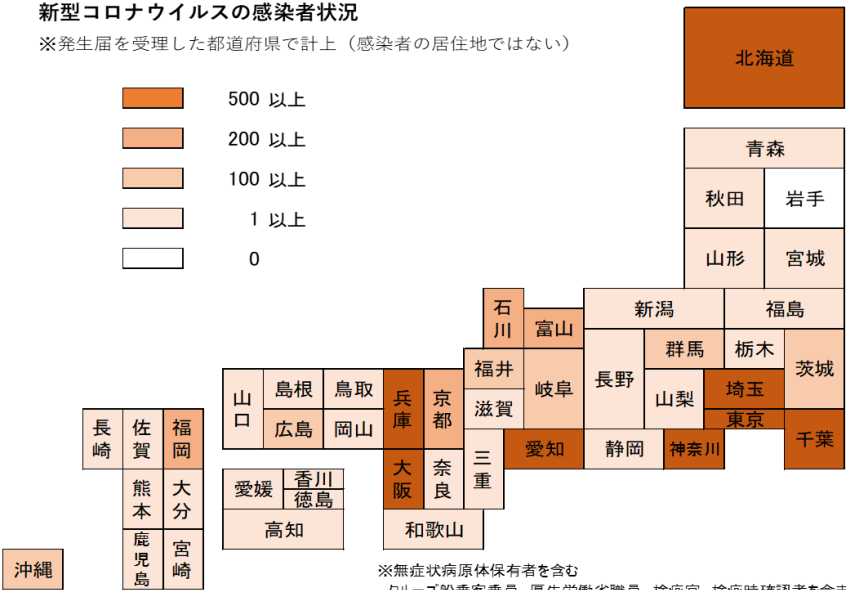
※入院中:1名、退院:2名

○PCR検査件数(5/21現在) 1,288件

○発熱・帰国者・接触者相談センターへの相談件数(5/20現在)
 10,465件(鳥取市:4,459件、中部:1,471件、西部:4,535件)

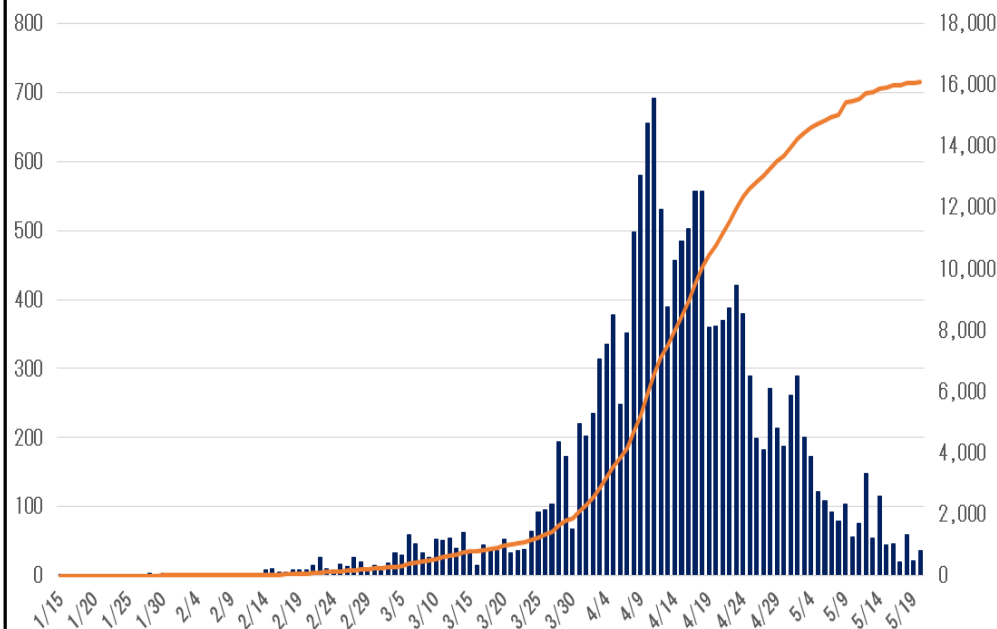
新型コロナウイルスの感染者状況

※発生届を受理した都道府県で計上(感染者の居住地ではない)



※無症状病原体保有者を含む
 クルーズ船乗客乗員、厚生労働省職員、検疫官、検疫時確認者を含まない。
 ※厚生労働省発表資料「地域ごとのまん延の状況に関する指標等」を引用
 ただし、5/20は厚生労働省報道発表資料「新型コロナウイルスに関連した患者等の発生について(5月20日各自治体公表資料集計分)」を引用

国内における新型コロナウイルスの感染者数



※図、グラフは、5/20現在の本県独自の集計により作成

基本的対処方針の変更(5月21日)

□ 緊急事態措置を実施すべき区域

	緊急事態措置を実施すべき区域	区域外
変更前 (5/14~)	<u>8都道府県</u> (北海道、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、 <u>京都府、大阪府、兵庫県</u>) ※全て「特定警戒都道府県」	<u>39県</u>
変更後 (5/21~)	<u>5都道県</u> (北海道、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、) ※全て「特定警戒都道府県」	<u>42府県</u>

□ 緊急事態措置を実施すべき期間は変更なし (5月31日まで)

(必要がなくなれば期間内でも緊急事態宣言を解除)

新型コロナウイルス感染症感染予防のための業種別ガイドラインへの対応

- 業種や施設の種別ごとに全国組織の関係団体がガイドラインを作成し、感染防止のために取り組みを推進。
- 本県においては、既に作成している飲食店、宿泊施設向けと同様に、各関係団体等と連携し、必要に応じて鳥取県版新型コロナウイルス感染拡大予防対策例を作成する。

(主な業種と団体名)

業 種	団 体 名
ホテル業	全国旅館ホテル生活衛生同業組合連合会他2団体
飲食店	日本フードサービス協会他1団体
小売業(スーパー等)	オール日本スーパーマーケット協会他11団体
食品製造業	食品産業センター
製造業全般	日本経済団体連合会
冠婚葬祭	日本ブライダル文化振興協会他1団体
映画館	全国興業生活衛生同業組合連合会
バス事業	日本バス協会
タクシー	全国ハイヤー・タクシー連合会
運送業	全日本トラック協会

※5月21日現在 154団体が101ガイドラインを策定。27ガイドラインが策定中

鳥取県版新型コロナウイルス対策ガイドラインについて

- ◆ 鳥取県の実情に応じた感染拡大の予防と社会経済活動の両立を図るため、関係団体の意見や専門家の協力のもと、業種ごとの対策例を作成

5/21作成 → 飲食店、宿泊施設向け

来週にかけて作成 → 接待を伴う飲食店、理容、美容、クリーニング、公衆浴場、登山客向け

◆ 鳥取県版飲食店・宿泊店向け対策例

<特徴>

- 県版では、フィジカルディスタンスの確保について、家族等の日常から接している同一グループであれば緩和できることを明記
- 小規模店舗に対応できるよう例示

<対策例>

- ・フィジカルディスタンスを確保できるよう施設規模に応じた予約制を取り入れましょう。
 - ▶ 家族等の単一グループにあってはフィジカルディスタンスの確保は必須ではありません。
- ・他のグループのお客様同士が対面とならないよう、フィジカルディスタンスを確保できる席に案内し、フィジカルディスタンスをとれない場合は、ついたて等で遮蔽しましょう。
- ・開店に備えて、網戸のある窓を開けるなど客席及び厨房の十分な換気をしましょう。
 - ▶ 窓がない場合は厨房の換気扇、扇風機なども活用しましょう。
- ・ロビー等の共用エリアや客室は定期的に窓を開けるなど十分に換気をしましょう。
 - ▶ 換気能力が落ちないよう、換気扇や空調のフィルタを定期的にクリーニングしましょう。

※今後、県版ガイドラインのニーズがある分野について順次作成

県立集客施設等の利用制限の緩和について

1 利用制限緩和方針

本県は緊急事態宣言が解除されていること、一月以上感染が確認されていない状況であるとともに医療体制等もひっ迫している状況ではないことから、三つの密の回避や消毒を徹底した上で、**県内利用者のために開館する。**

2 期間

5月23日（土）から全施設開館

【5月23日から新たに開館する施設】6施設

（県・施設ホームページ、各施設掲示板等……県外者は利用を控えるよう案内）

区分	施設名	現状	5月23日からの対応方針
観光施設	とっとり花回廊	休館	三つの密を回避する対策を講じた上で開館。（シアター、キッズコーナー利用休止。レストランは座席制限し、スペース確保。テイクアウトも実施。）
	SANKO夢みなとタワー		三つの密を回避する対策を講じた上で開館。
	鳥取二十世紀梨記念館		三つの密を回避する対策を講じた上で開館。（キッズコーナー利用休止。梨の食べ比べは感染症予防対策を徹底した上で実施。）
	燕趙園		三つの密を回避する対策を講じた上で開館。（チャイナ服レンタル休止。）
	とっとり賀露かにっこ館		三つの密を回避する対策を講じた上で開館。（ベビーコーナー利用休止。体験イベントは当面中止。）
	チュウブ鳥取砂丘こどもの国		三つの密を回避する対策を講じた上で開館。（屋内施設及び遊具の一部で利用制限、使用休止。）

区分	施設名	現状	5月23日からの対応方針
博物館・図書館等	博物館、青谷上寺地遺跡整備室 埋蔵文化センター、大山自然歴史館 県立図書館、県立公文書館	三つの密を回避する対策を講じた上で開館。	現状と同様に開館
体育施設等	コカ・コーラ ボトラーズジャパンスポーツパーク(布勢総合運動公園)、東山水泳場、あやめ池スポーツセンター、武道館、鳥取産業体育館、米子産業体育館、倉吉体育文化会館、障がい者体育センター	<ul style="list-style-type: none"> ・屋外・屋内施設とも開館。 ・屋内施設は、県内かつ利用者が特定できる場合に限定し、三つの密を回避する対策を講じた上で開館。(ただし、トレーニングルームは使用禁止)。 ・競技大会等は、県内参加者のみ、かつ屋内100人以下(収容定員の半分以上)、屋外200人以下まで。また、大声での発声、近距離での会話がなないこと。 	
公園	出合いの森、二十一世紀の森、むきばんだ史跡公園	三つの密を回避する対策を講じた上で開館。	
会館等	とりぎん文化会館、倉吉未来中心、米子コンベンションセンター、県民ふれあい会館	三つの密を回避する対策を講じた上で開館。 イベント等は、県内参加者のみ、かつ100人以下(収容定員の半分以上)で、大声での発声・歌唱・声援、近距離での会話がなないことが条件	
観光施設	氷ノ山自然ふれあい館、山陰海岸ジオパーク海と大地の自然館、わらべ館	三つの密を回避する対策を講じた上で開館。	
	砂丘ビジターセンター	窓口案内のみ開館。展示コーナーは5月31日まで休止。	
社会教育施設	大山青年の家、船上山少年自然の家	県内利用者で、かつ、日帰りに限定して開館。	

3 使用に当たっての条件

- ① イベント等は、県内参加者のみ。屋内であれば100人以下、かつ収容定員の半分以上。屋外であれば200人以下、かつ人と人との距離を十分に確保できること(できるだけ2m)。
- ② マスク着用、四方を空けた席配置等の感染防止対策
- ③ 人と人の間隔はできるかぎり2mとる。(入退出時、施設内移動も)
- ④ 適切な消毒や換気等の実施

緊急事態宣言の解除区域拡大に伴う県庁の対応

「新しい生活様式」に配慮した業務執行体制の徹底

○感染症予防のための取組の継続

- ・鳥取型オフィスシステム（職員間の距離の確保・机の間の間仕切り等）、公共交通機関通勤者の時差出勤、テレビ会議・オンライン会議の活用、テレワークなど、「三つの密」を避ける取組を引き続き徹底
- ・手洗いや手指消毒、咳エチケット、職場の換気励行、発熱等の症状のある職員の出勤自粛（特別休暇の取得等）など、職場内における健康管理を徹底

○職員の出張

緊急事態宣言対象地域及び国外	出張禁止
緊急事態宣言対象外地域	不急の出張は禁止

○県外本部の対応

- ・関西本部は宣言解除に伴い、業務を順次再開（※名古屋代表部は5/15より業務再開済み）
- ・東京本部は緊急事態宣言発令中は引き続き「休業」（ただし、電話やメール等での問い合わせには対応）

庁内体制（応援態勢、相談体制）

新型コロナウイルス感染症対策に対応した庁内体制（応援態勢、相談体制）を引き続き維持

○保健所支援に向け、毎日30名の応援態勢を継続

- ・PCR検体搬送やドライブスルーPCR検体誘導等に加え、陽性患者が判明した場合など緊急時の対応を迅速に行う態勢を引き続き維持する。

○総合相談窓口により県民からの相談体制を確保

- ・新型コロナウイルス感染症予防策や各種問合せに対応する電話相談窓口を引き続き開設。
- ・毎日5名体制で相談対応を行う。

必要物資の確保

○「必要物資供給プロジェクト」として、マスク、エタノール等の必要物資について、県が管理・コントロール

- ✓ 県として必要な備蓄を確保
- ✓ 医療機関、福祉施設等の在庫等を把握
- ✓ 必要量を精査し、必要とされる機関へ必要な量を供給

◎ マスク、消毒液、防護具等など、4月補正予算により調達し、備蓄の確保を進めている

【マスク】 ・県備蓄分、国からの配分など、これまでに約180万枚を配布

【消毒液】 ・国の供給あっせんにより、これまでに約4,400ℓを配分
さらに国の供給あっせん第3弾(約4,500ℓ)分を配布予定

【防護具】 ・医療機関等からの要請に応じて県備蓄分、国からの配分などから必要量を配布

(フェイスシールド約4,400枚、アイソレーションガウン約9,400枚、検査用手袋約499,000枚など)

今後の学校教育活動等の在り方

■ 県立学校の対応

- ◎ 三つの密の回避や感染防止対策を徹底し、**当面5月末までは、現行の分散登校・分割授業、通学バスの増便等を行いながら学校教育活動を継続**
- ◎ **文部科学省の新しいガイドラインに基づき6月からの新生活様式による教育活動を検討**

- 全国の緊急事態宣言は解除されつつあるものの、感染拡大のリスクを考慮し、緊張感を持って引き続き感染症対策を継続する必要があること
- この期間に、ICT等を活用したオンライン授業等のノウハウ蓄積を積極的に進めること
- 新型コロナウイルス感染症に関連して、児童生徒に各自が行動すべきことを考えさせる取組等を進めること

- ◎ **部活動等については、5月23日から感染防止対策等の工夫を行った上で、段階的に活動を拡大していく**

- **部活動**については、感染防止対策を徹底し、部活動の在り方に関する方針に基づき段階的に活動を拡大する

(平日2時間のみ → 平日3時間・週休日4時間、県内合同練習可)

- **学校行事** (学年集会、遠足、避難訓練など) の一部については、三つの密の回避の工夫を行った上で、可能なものから実施していくこととする

■ 運動部活動大会開催に向けた支援

- ◎ **県高等学校体育連盟及び県高等学校野球連盟と連携し、県内独自大会等が生徒の心に残る思い出深い特別な大会となるよう開催方法等の工夫を検討**

新型コロナウイルス克服3カ条

(1) 人と人 ^{あいだが あいだ} 間が愛だ



(2) 三つもの ^{みつだと みすだ} 密だとミスだ



(3) 幸せは ^{よぼうで よぼう} 予防で呼ぼう



国の2次補正予算案について(国の動向)

○検討されている項目 (報道ベース)

医療・福祉

- ・新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金の大幅増額
- ・コロナ対応や受診控え等により収入が減収している医療機関等への経営支援

生活や学びの支援

- ・ひとり親家庭等の支援
- ・生活に困っている学生・児童生徒等への支援
- ・生活に困っている芸術家、アスリート等への支援

雇用・事業継続

- ・雇用調整助成金の拡充等
- ・持続化給付金の対応強化
- ・融資と給付による家賃支援制度の創設

地域の基盤産業等への支援ほか

- ・農林水産業の価格低下、物流の停滞等への支援
- ・新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の拡充

国の2次補正予算案について(県の対応方針)

- 関係団体等との意見交換を通じて、現状・ニーズを把握し、新たなフェーズでの新型コロナ対策（新しい生活様式への対応、企業の事業活動への支援等）に、国予算を積極的に活用

- (例)
- ・各業界における感染防止対策への支援
 - ・クラウドファンディングを活用した飲食店への支援
 - ・県内観光需要の喚起

※5/16～#we love 鳥取キャンペーン:応募件数631件(5/21時点)

○想定スケジュール

5月25日(月)	国専門家会議(緊急事態宣言の取扱い)
5月27日(水)	国第2次補正予算案 閣議決定
6月1日(月)	第5回経済雇用対策本部会議(県の対策とりまとめ)
6月9日(火)	県議会 開会
6月17日(水)	国会 会期末
6月末	県議会 閉会